

一般社団法人 XPLANE
定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 XPLANE と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、海外大学院へ進学することを志す留学志望者へ様々な角度から支援を行い、また、既に海外大学院の学位取得教育プログラムに所属する留学生及び海外大学院卒業生を含めた包括的な留学生コミュニティを運営し、海外大学院留学を共通項とした世界中に散らばる日本人が場所・世代問わず繋がる場を提供することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 海外大学院留学志望者、現役留学生、卒業生で構成されたオンライン・オフラインコミュニティの運営及び管理
- (2) 海外大学院留学に関する情報発信
- (3) 海外大学院留学志望者へのコンサルティング・メンタリング活動
- (4) 海外大学院留学者間の交流促進
- (5) 前各号の事業に附帯する事業

第3章 社員

(資格)

第5条 当法人の社員となる資格を有する者は、第3条に規定する当法人の目的に賛同し、これを公正かつ的確に遂行することができる者とする。

(入社)

第6条 前条の資格を有する者が社員となるには、当法人所定の様式による申込みをした上、代表理事の承認を得るものとする。

(経費の負担)

第7条 社員は、当法人に対し、経費を支払う義務を負わない。

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。但し、代表理事に対して、1ヶ月以上前に書面をもって予め退社の予告をすることを要する。

2 前項の場合のほか、社員は、次に掲げる事由によって当然に退社する。

- (1) 総社員の同意
- (2) 死亡
- (3) 除名
- (4) 解散
- (5) 社員資格の喪失

(除名)

第9条 当法人の社員が、次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって、その社員を除名することができる。

- (1) 当法人の名誉を毀損し若しくは当法人の目的に反するような行為をしたとき
- (2) 社員としての義務に違反したとき
- (3) この定款その他の規則に違反したとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した名簿を作成する。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 この法人の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(議決権の代理行使及び書面又は電磁的方法による議決権行使)

第17条 総会に出席できない社員は議決権の行使を委任することができる。

2 理事会において総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法で議決権を行使できることを定めたときは、総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法により議決権を行使することができる。

3 前2項の場合において、議決権の行使を委任した者又は書面もしくは電磁的方法をもって議決権を行使した者は総会に出席したものとみなす。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上
- (2) 監事1名以上

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、社員総会に出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

3 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第22条 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（政令で定めるもの

を含む。)である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。

- 2 他の同一の団体(公益法人等を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係のあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 3 公益法人が公益認定を取り消された場合において、その取り消しの原因となった事実があった以前一年以内に当該法人の業務を行う理事であったものでその取り消しの日から5年を経過しないものは、当法人の理事となることはできない。
- 4 監事は、当法人の理事を兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める員数が欠ける場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益

は、社員総会の決議によって定める。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人および一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(剰余金の非分配)

第35条 この法人は、剰余金の分配は行わない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

第39条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

附則

(法令の準拠)

1 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人および一般財団法人に関する法律、及び一般社団法人に関するその他の法令の定めるところによる。

(最初の事業年度)

2 この法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から2022年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

3 当法人の設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。

(住所)

(氏名) 上原 大樹

(住所)

(氏名) 田主 陽

(設立時の役員)

4 当法人の設立時理事、設立時監事、及び設立時代表理事は次のとおりである。

設立時理事及び設立時代表理事 上原 大樹

設立時理事 五十嵐 宇晴

設立時理事 重井 真琴

設立時理事 末岡 陽太郎

設立時理事 田主 陽

設立時理事 成田 海

設立時理事 羽場 優紀
設立時理事 早川 大智
設立時監事 山本 健太郎

以上、一般社団法人 XPLANE の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に署名又は記名押印する。

2021 年 7 月 23 日

設立時社員 上原 大樹

設立時社員 田主 陽